

第36回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成29年3月14日(木) 本社会議室	
委員	西谷隆亘(大学名誉教授)、篠原焔夫(弁護士)、毛利栄征(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度第3四半期の1者応札の状況について 2. 平成28年度第3四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 平成28年度第3四半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について 	
1. 平成28年度第3四半期の1者応札の状況について	委員	機構事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・今までもずっとなかなかいい対策が得られなくて、こんなものかなというところか、それとももっと減らせる可能性があるのか。 ・1者の原因調査は、特徴的なことがあればいろいろ調べたほうが良い。 ・1者応札の状況が、28年度は31.6%ということであるが、何か目標値はあるのか。 ・発注の件数と業種、業界が受け取るボリュームというのは、どんな状況なのか。何か余裕感というのはどうなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この数年は非常に難しいところがあるが、若干は低下傾向にあるところと、もう一つが、ここ2年3年ほど1者応札が続いている案件については、「参加者の有無を確認する公募手続」を取り入れたりにしているところ。しかしながら1者応札の率を大きく下げるような打開策はなく、現行の1者応札対策をとりあえず続けながら、新たな対応策を模索しているところ。 ・25年度から本格的に一般競争を導入し、この年が30.7%というのが一つの目標になろうかと思う。 ・発注時期の問題は当然あると思うが、年度予算で仕事しているとしても国交省の点検整備等と発注時期が集中するところもある。難しいところは、先にそういう仕事をとられて技術者が配置されてしまうと、途中で募集したときに、やっぱりもうほかの仕事に張りついてしまっていると言われてしまう。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、発注時期の工夫や金額ベースでの視点での分析もしていきたい。
<p>2. 平成28年度第3四半期における1者応札・1者応募に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札の原因について、技術者の確保が困難、設置業者やその系列業者以外からは敬遠される、工事場所が遠隔地で地元業者以外からは敬遠される、システム関係改善は困難であると。毎回同様な分析となっているが、何とか改善策をもう少し考えられないものか。 ・ 発注ロットについて、具体的な工夫というのはどんなことが考えられるか。 ・ システム開発について改善策は何かないのか。更新の時や将来を見据えた時に改善策というふうなものは、何か考えはないのか。 ・ システム開発だけではなくて、機械設備についても更新のときに、多くの会社が参入できるようなシステム設計をするというふうなことはできないか。 ・ 水資源機構として基本モジュールをつくってしまおう、それを使ったシステムを発注するというふうなこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係業界への情報提供についても、継続して続けていきたい。 ・ 小さな工事はなくし、大きくしていこうということで、土木のほうは既に取り組んでおり、来年度以降も発注ロットを大きくして、業者から見ても魅力のある仕事をつくり出すことも一つの策。そういうことにより機械プラス電気など異業種を組み合わせるとまたちょっと参入しづらいかもあり、いろいろ勉強していくところはある。 ・ 74番に契約管理システムというのがあるが、これの当初の発注は四、五年前だったかと思うが、そのときは、業者が複数参入して、業者が替わっている。新しい業者が参入はしてくる。 ・ 全面更新のときには、我々も競争性が働くということで、ダムのコンピューター関係とか標準的な仕様書が決まっていて、それに基づいて誰もが参入できるというような形でやっていて、そのときは確かに競争性が働いて、既存のメーカー以外の業者が仕事をとったりはしている。 ・ コスト削減等を踏まえて汎用品をできるだけ使うように、カメラとかもインターフェースが特殊なものではなく一般的なものを導入したり、

	とであれば、さらに受け取る業者がふえるのではないかなと思うが。	最近ではダムのコンピューター関係、昔は手づくりだったが、今はもう物自体は汎用のものを使ったり、そういう機構全体を見てできるだけ汎用品を使うようなことは考えているところ。
3. 平成28年度第3四半期における随意契約に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> ・各事例は、当然もっと詳しくお聞きしないとわからないが、緊急性を容易に認めるということになると、契約の公正、平等性、透明性を確保できないことになるので、その判断は慎重であるべき。 ・どの程度の緊急性があったのか、いわゆる競争性のない随意契約と誰もがなるほどと納得するような事由が求められるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各案件については、当然のことながら各現場の契約職たる所長が判断している。 ・書きぶりも含め委員のご意見を踏まえて、緊急案件の適用について引き続き現場指導していきたい。
4. 新規随意契約案件について	・日本国内で、日本環境認証機構から認証を受けているところはどのくらいあるか。	・一般インフラ部門としては、水資源機構が国内初となっている。

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長

田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長

足達 謙二 (内線 4631)